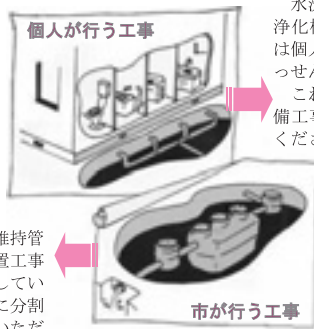


<工事区分>



トイレの水洗化・排水設備工事

水洗トイレへの改造工事や、生活排水を浄化槽まで流すための排水設備設置工事は個人負担です。この部分の工事は融資あっせん制度の対象となります。これらの工事は、「登別市下水道排水設備工事指定店」（現在51社）へお申し込みください。

図 2

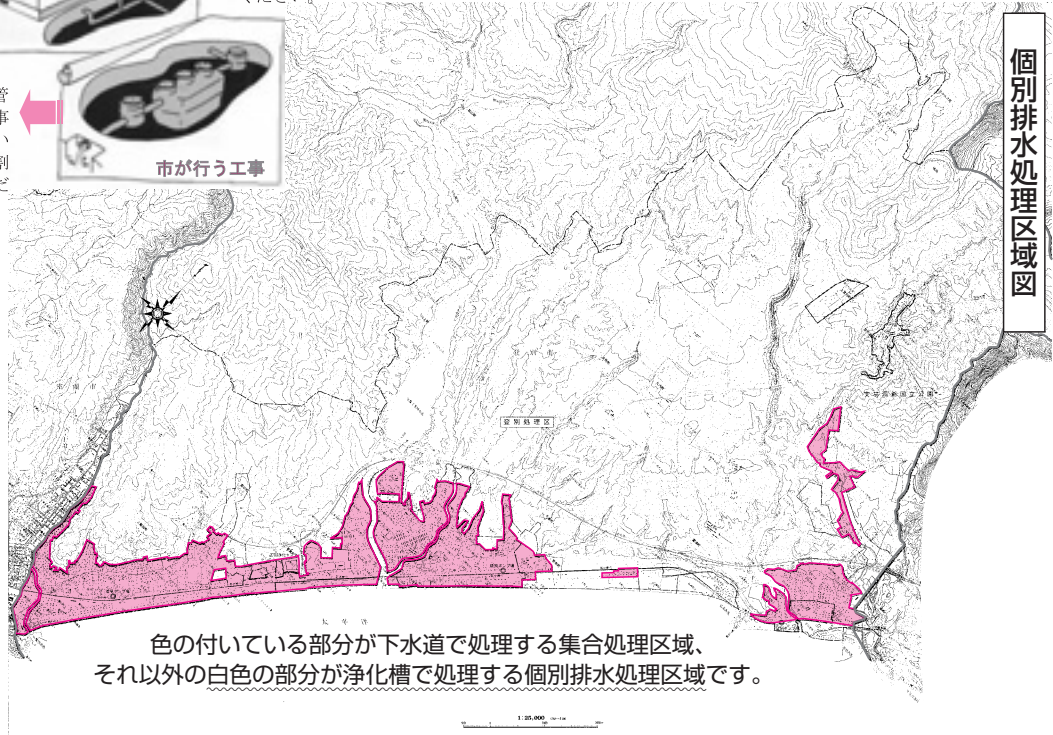
浄化槽設置工事

この部分を市が設置し、維持管理します。分担金として設置工事費の1割を住民の方に負担していただきます。分担金は5年に分割し、年4期に分けて納めていただきます。

<個別排水処理区域>

カルルス町・上登別町
登別温泉町・札内町
富浦町・来馬町
鉾山町・川上町の全部

中登別町・登別東町
登別港町・新栄町
幸町・千歳町
常盤町・柏木町
片倉町・青葉町
緑町・若山町
富岸町・鷺別町
上鷺別町の一部



色の付いている部分が下水道で処理する集合処理区域、それ以外の白色の部分が浄化槽で処理する個別排水処理区域です。

個別排水処理区域図

下水道排水設備工事指定店の追加指定のお知らせ

市の下水道排水設備工事指定店に、次の事業者を追加しましたのでお知らせします

▶事業社名

- 遠田建設(株) (緑町2丁目31-3 ・ ☎ 6 5 6 1)
- (株)小島商事 (室蘭市母恋南町1丁目1-5 ・ ☎ 9 0 9 1)

▶ 指定日 4月1日(木)

<融資あっせんの内容>

工事の種類	融資あっせんの限度額	償還期限
水洗トイレ改造工事	38万円 (トイレ1基につき)	34カ月以内
排水設備工事	21万円	14カ月以内
水洗トイレ改造工事と排水設備工事の両方	59万円	40カ月以内

※償還については元金均等償還（月額1万円以上）で、償還期限前の繰上げ償還も可能です。

浄化槽使用にかかる費用

浄化槽設置後、保守点検や清掃などは市が行います。

使用者には、使った水の量に応じた下水道料金相当額を使用料として、2カ月に一度納めていただきます。

また、浄化槽に空気を送るブロワの電気代は、使用者の負担となります。

自分で設置した浄化槽はどうなるの？

個別排水処理区域内の個人が設置した合併処理浄化槽で、市が定める基準を満たすものは、浄化槽を市へ引き渡すことにより、市が維持管理を行います。

※設置を希望する方、詳しい内容を知りたい方は、お問い合わせください。

問い合わせ

下水道課

☎ 9 0 5 2